

## 「さがみはらのめぐみワイン特区」の認定を受けました

相模原市の特産物を原材料とした果実酒及びリキュールの製造を通じて、農産物の地産地消の推進や農業の6次産業化、交流人口の増加による地域活性化を目的に、国に申請していた構造改革特別区域計画について、令和3年3月26日に「さがみはらのめぐみワイン特区」として内閣総理大臣から認定を受けました。

### 1 さがみはらのめぐみワイン特区の概要

認定日：令和3年3月26日

範囲：相模原市内全域

指定の特産物：ブドウ、イチゴ、ブルーベリー、ユズ、ナシ、リンゴ、キウイフルーツ

特例措置：特定酒類の製造事業

市内で生産される特産物として指定された果実を原料とした果実酒及びリキュールについて、年間6キロリットルの最低製造数量基準を、果実酒は2キロリットル、リキュールは1キロリットルに引き下げるものです。

### 2 今後の取組

市内で生産される特産物を使用した果実酒等の製造を考えている事業者が参入しやすい環境を整えたことにより、市内事業者において果実酒等の製造を予定しております。

市では、果実酒及びリキュールを新たな特産品としてブランド化することによる農産物の付加価値を高めるとともに、果実の収穫体験や就農体験等を通じた地域コミュニティの形成により農業振興や観光振興に取り組めます。

#### ※ 「農業の6次産業化」とは

農業者が農産物の生産（1次産業）だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売等（3次産業）にも取り組み、経営を多角化することで、農業所得の向上を目指すものです。  
(1×2×3次産業=6次産業化)

#### ※ 「構造改革特別区域制度」とは

実情に合わない国の制度について、地域を限定して改革することで、地域の取組の妨げとなる規制を取り除き、地域を活性化させることを目的に創設された制度のことです。

**【問合せ先】**

ワイン特区に関すること：

農政課 TEL042-769-9233

特区制度に関すること：

経営監理課 TEL042-769-9240